

葛飾区監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年度第3回定期監査（出先機関等）の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年5月24日

葛飾区監査委員	今 關 総一郎
同	遠 藤 勝 男
同	安 西 俊 一
同	上 村 やす子

令和2年度第3回定期監査（出先機関等）の結果に基づき講じた措置について

1 指摘事項

(1) 支出及び現金出納事務を適正に行うべきもの

ア 私費による立替払（2件）

【指摘事項】

以下の2件の事例は、交際費について、前渡金口座から預金を引き出さずに、私費による立替払を行い、後日預金から引き出し精算していた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。

計画的な資金管理を行われたい。

(ア) 交際費について、8,000円の立替払を行っていた。（立石地区センター）

(イ) 交際費について、2回で合計18,000円の立替払を行っていた。

（東四つ木地区センター）

【講じた措置】

本件は、担当者が支出時に口座から引き出すことを失念したことから、私費による立替払の事態を生じさせてしまったものである。

再発防止に向けては、口座からの出し入れや支出状況等について、担当者がスケジュール表を作成して見える形で管理をすることで、事務処理に漏れや誤りがないよう、計画的な資金管理及び適切な執行に努めるとともに、地域振興課と調整のうえ、複数の目でチェックするために近隣の地区センター長間で定期的に確認するしくみを構築し、事務処理にもれや誤りがないよう適切な執行に努める。

（立石地区センター）

（東四つ木地区センター）

（地域振興課）

(2) 収入事務を適正に行うべきもの

ア 現金の不適切な管理

【指摘事項】

収納事務受託者が取り扱う地区センターの使用料について、現金を受領していたものの出納簿に記帳せず、また、5か月以上払込の手続をしていなかった。

現金受領後は、出納簿に記帳し、収納金の保管上限額に達する前に確実に金融機関に払い込むよう、収納事務受託者の指導を徹底されたい。

（東四つ木地区センター）

【講じた措置】

本件は、収納事務受託者に対し使用料の事務処理に関する指導が不十分だったこと、及び、収納事務受託者から日々報告を受け、収納金額を確認した上で適切な時期に払い込んでいなかったことが原因である。

今後は、収納事務受託者に対し、前日の出納簿、領収書、現金と予約システムの入金データの照合、及び、その結果についての報告を求め、収納金が保管上限額の3万円に達する前の適切な時期に払い込むことを徹底する。

(東四つ木地区センター)

(3) 契約事務を適正に行うべきもの

ア 契約手続を行う前の発注

〔指摘事項〕

「日本消費経済新聞（7月～9月）の購入」（2,160円）について、契約手続を行わないまま発注し、納品させ、業務終了間際に契約手続を行っていた。

契約手続については、葛飾区契約事務規則第43条により、「契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。」とされ、さらに、同規則第74条の2では、「契約の締結の請求、通知等の経理については、別に定める場合を除き、財務会計システムにより行うものとする。」とされている。しかしながら、これらの規定に従った事務処理を遵守せずに契約手続を行わないまま履行させており、不適切な事務処理と言わざるを得ない。

今後このような事務処理が行われることのないよう、契約事務に関する処理手順の確認を行うとともに、チェック体制を強化されたい。

(消費生活センター)

【講じた措置】

今回指摘の契約手続を行わないまま発注し、納品させていた件については、担当者の契約に関する知識と管理監督者の進行管理の不足が原因であることから、以下の内容を実践し、再発防止に努める。

担当者は契約事務の年間チェックシートを作成し、進捗状況を毎月初日に管理監督者に報告する。

管理監督者は、チェックシートを確認するとともに、関係書類を確認して必要に応じて指示を与える。

このように、チェックシートその他、監査事務局の財務事務点検チェックリストを活用して、管理監督者による確認と指導を徹底することで再発防止に努める。

(消費生活センター)

イ 支出金額の誤り・支払手続の遅延・過年度支出

【指摘事項】

「駐車場の賃貸（単価契約）」11月分（154,440円）について、支出命令起票時に支出命令額を誤って154,400円と入力し、40円少なく支払っていた。

不足分40円の支払事務については、請求日から217日後の支払であり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（支払遅延防止法）の趣旨に反する不適切な事務処理である。

また、不足分40円の支払は、翌年度予算で支出していた。これは、会計年度独立の原則の例外であり、本来は、当該年度の予算で支出すべきものである。

適正な事務処理を行われたい。

(清掃事務所)

【講じた措置】

本件については、起票者及び承認者の確認不足により、単価契約の支出負担行為兼支出命令起票時に負担兼命令額を誤って40円少なく入力し、不足した金額で支出していた。命令額の誤りに気付いたのが、翌年の出納整理期間終了後であったため、不足金額については、やむを得ず翌年度予算で支出することになってしまったものである。

今後このような事態が発生しないよう、伝票起票者及び承認者は確認漏れがないよう数字の読み合わせを行うなど確実に内容確認を行う。さらに、伝票起票者は、起票後に印刷した伝票の金額と、請求書の金額を再度確認することを徹底する。

この取組を課全体に周知し継続することで、再発の防止を図る。

(清掃事務所)